

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤 富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

とにかく開門する 鳩山総務相

原口一博(民主)質問

衆議院総務委員会

2月24日、衆議院総務委員会
原口一博議員(民主)が鳩山邦夫総
務大臣に対し諫早湾干拓事業に関し
質問した。鳩山総務相は、昨年7月の
佐賀地裁開門判決控訴時の法務大
臣であった。以下、諫早干拓に関する
質問回答の全文を掲載する。

何人漁民が命を絶てば

【原口】地方の健全化法もスタートし
ていきます。その中で、危機だ、危機
だと言っているだけで対応しないとい
うことでは絶対ならないということ
申し上げておきます。その一方で、じ
やぶじやぶの公共事業をやる。諫早湾
干拓、大臣も御存じでしょうけれど
も、ことし、有明海はもう昔の海じゃ
ありません。ノリが色落ちして、何人
漁民の方が自分で命を絶てば気が済
むんだというような、そういう状況に
陥っている。無理無理に農地をつく
た。農地をつくって九十八年で返すな
んという、そういうお金を入れた。そ
して、そこで何をやっているか。海は汚
れ、そして濁った水がそこに流れ、調
整池の水をかけた農産物はどうなっ
ていますか。黄変して枯れているじゃな

開門の腹を固めて

いですか。大臣は、植物や自然につい
て大変造詣の深い方ですけれども、ア
オコの毒でどういう影響を受けるか、
御存じのほうです。しかし、大臣が法
務大臣のときに控訴をされました。
私たちは、自民党の佐賀県議会の議
員の方々も含めて全員で、開門調査
をすべきだ、海のことには漁民に聞くべ
きだと。前の農水大臣が言いました、
漁民は自然の番人なんです、番人の
言うことを聞くべきだという話です
けれども、残念なことに、地裁が出し
た判決に対して控訴をしました。控訴
をしたときの責任者があなたなんで
す。しかし、鳩山大臣はある前提を持
つて農水大臣と議論をしたというふう
におっしゃっています。その前提とは何
ですか。

【鳩山】釈迦に説法でございますが、法
務大臣というものは、国が被告とな
る、たまには原告ということもあるの
かも知れませんが、すべての訴訟を一
手に引き受けて、その代表者となるも
のでございます。したがって、諫早
湾干拓事業にかかわる佐賀地裁の平
成二十年六月の判決に関し、政府と
して控訴するとすれば、私の名前で控
訴することになるわけでございます。
しかし、佐賀地裁の判決は、とにかく

数年後に全部開門しろという、自然生
態系を最も重視する私としては、なか
なかない内容の判決だという部分もあ
りました。ただ、実質は農水大臣が決
めていく事柄で、話し合いをいたしたわ
けでございます。実は、法務大臣権限
法か何か、権限法というので、中身に
いて法務大臣が注文を出すのは越権行
為であると随分言われました。言われ
ましたけれども、私は、控訴権限は私
にあるんだからと。日本の自然を破壊
し尽くそうとするような一種の動きが
あると思っているし、大変危機感を持
っているから、諫早湾は一つの象徴ではな
いかと。あのような干拓をやる、ろくに
調査はしない。私も諫早湾の対岸にい
ますから、あれだけとれたタイラギ、で
つかいタイラギなんです、有明海とい
たらタイラギなんです。それが、久留米
や大川で買おうとしたって、今はこん
なのしかない、こんな小さいのになら
ない。だから、温暖化、温暖化というの
は最大の問題かもしれないけれども、
原口先生、生態系の破壊ほど恐ろしい
ものはないんですよ。そういう意味で、
私は当時の若林農水大臣にそのこと
をさんざん申し上げまして、とにかく開
門をする、開門を前提にしてそのため
のアクセスをやるというんだしたら、開門
のためのアクセスをやりなさい、その腹を
固めてやってくださいよということをお
言いました。同時に、有明海の生態系がお
かしくなると、随分いろいろ言ったん
です。キスとかメカジヤとかムツゴロウだ
とか、もちろんタイラギとか、いっぱい
生物の名前を言って、これらの生態の調

査、これが復活するためにどういうこと
をしたらいいのか、それを真剣にやるとい
う約束をしてくれなければ、私は控訴を
しないと。いわば控訴権の濫用をしたの
も、私には、結果としては間違っていないと思
っております。ところが、原口先生、その開門
のためのアクセス、つまり、開門をしたらど
うなるかというアクセスというのは、やはり
やらなくちゃいけないらしい、これにや
たら時間がかかるようなことを言うもの
ですから、この間、とにかく早くしろ、早く
しろとひどく怒ったところでございます。



原告を激励する原口議員
福岡高裁・3月2日

【原口】大臣がおっしゃるとおりなんです
よ。農水省はいろいろな理由をつけて、だ
から開門できないんだということを言っ
ています。しかし、それは全部反論したん
です。そして、もう佐賀地裁の判決の中
で論破されています。あとはやるかや
らないかなんです。今大臣がおっしゃ
るように、アクセスということどこかで検
討していますということ言いがら、検討
をほったらかしにしているのが今の
現状であります。これは議事録に残り
ますので、やはり生きること、生態系、こ
れが一番大事だということで、政府がしっ
かりとした決断をするように強く求めて、
郵政の議論に入りたいと思います。